

太田武男・ほか著『婚姻の届出 届出婚主義の現状と内縁問題』

有斐閣(東京), 1971年, B6: 322ページ

わが国では、結婚が婚姻として法的に公認されるためにはその届け出が要る。すなわち、民法は「婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生ずる」(739条1項)旨を謳い、いわゆる「届出婚主義」をとっている。

届け出られない結婚は、現在内縁として保護されてはいるものの、妻に相続権がないとか、子が嫡出子になれないなどの不利益を免れることができない。しかし、わが国の結婚は、かつて式が婚姻そのものであったという伝統もあって、届け出を成立の要件と考えず、その実行もまだまだ遅れがちである。この届け出の現実を多角的に考察し、民法のとり届出婚主義の是非を検討しようというのが本書のねらいである。

本書の内容は、「婚姻届出の現状と問題点」(第3章)およびそれに関連する諸問題を明らかにする本論と、「現代の内縁問題<シンポジウム>」と題する附論とより成り立っている。そのうち、第3章は、昭和44年5月ころの約1か月にわたって行なわれた実態調査の結果報告で、本書の主要部分をなしている。この実態調査は、いわゆる7大都市の全区と、それ以外の全国市町村の約半数の役場の戸籍主任、ならびに当該役場に婚姻届を持参した当事者などを対象としている。このような、全国的な規模において、しかもまた役場調査と当事者調査を同時に併用して、実施された点に特色がある。そして、この調査は婚姻届の出されていない内縁ではなく、遅れはしたがすでに届け出の行なわれた内縁、いわゆる経過的内縁の調査に主力が置かれている点もひとつの特徴であろう。また届け出の遅れた原因についても、内縁者側の調査に加えて、役場においてみられる客観的事情に多くの注意を払っている点も異色といえる。

本書は、この調査の結果をよりよく理解するためには、その背景としての届出婚主義の確立過程ならびにその後の動向(第1章 序説)や、その届出婚主義の下における婚姻の成立要件(実質的・形式的)ならびにそれらをめぐる解釈上の諸問題(第2章 婚姻の届出とその受理)にも言及し、さらに、それらを前置し、最後に調査の結果をふまえた上で、わが国届出婚主義の今後の問題(第4章 結語)に言及している。そして、附論においてはわが国届出婚主義に不可避的な内縁問題につき、そこにおける問題の所在を明らかにするために試みた「現代の内縁問題」についてのシンポジウム(昭和45年夏開催)の結果を載せている。

本書の中心的な部分をなす第3章の調査結果報告は、1. 緒説、2. 役場調査を通じてみた実態、3. 当事者調査を通じてみた実態、の三つの節から成っており、一般的な考察のほかに多角的な分析も試みられ、届出制度に内在する多くの問題点の指摘がなされている。そして、これらの調査を基礎として、著者らは、届出婚主義がなお維持されてよいことを結論づけている。

過去における類似調査が、そのフィールドないし対象が、いずれも地方的なもので、かつ当事者のみを調査の対象にしているのと異なり、この調査は、全国的に、しかも役場調査と当事者調査の両面から行なっている点が、なんといっても強みであろう。また、わが国の婚姻届出の実態については、本書にも紹介されているが、戦後いくつかの労作が発表されているようだが、当時はまだ家族制度の影響が強い時代であり、それから20余年を経過した今日とはおのずから事情の違いがある。本書の刊行はそのギャップを埋めるものとして、斯界関係者からも高く評価されている。また、婚姻統計を扱うわれわれにとってもきわめて有用な書物といえよう。

なお、太田武男氏(京都大学人文科学研究所)以外の執筆者ならびに発言者(シンポジウム)は、明山和夫(大阪女子大学学芸学部)、中川 淳(立命館大学法学部)、久貴忠彦(大阪大学法学部)、宮井忠夫(同志社大学法学部)、田中泰子(京都大学人文科学研究所)の諸氏である。
(山口 喜一)